

代襲相続 宅建 H14-12-4 «#631»

【問】 正誤をつけよ。

被相続人の子が、相続の開始後に相続放棄をした場合、その者の子がこれを代襲して相続人となる。

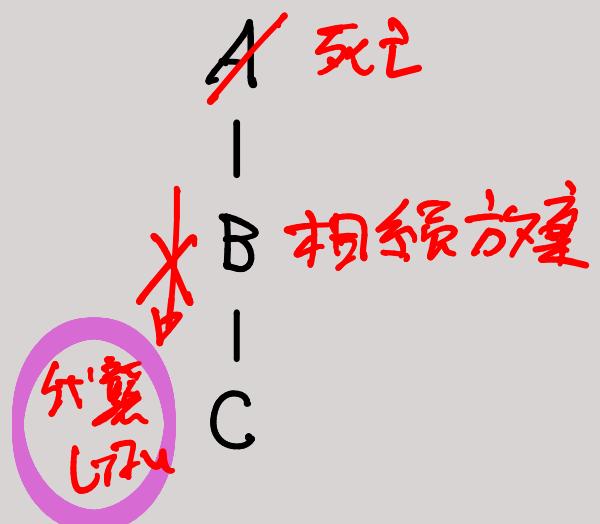


【答え】 誤り

《ポイント》 子及びその代襲者等の相続権 【★基礎頻出】

1 被相続人の子は、相続人となる。

2 被相続人の子が、相続の開始以前に死亡したとき、又は「相続人の欠格事由」の規定に該当し、若しくは廃除によって、その相続権を失ったときは、その者の子がこれを代襲して相続人となる。 (民法 887 条 1 項、2 項本文)



※ 代襲相続

- ・相続人の子が相続の開始以前に死亡
- ・欠格事由
- ・廃除

cf. 相続放棄は、代襲しない